

会 議 録	
会議名称	朝陽公民館運営審議会
開催日時	令和8年6月23日(火) 午後1時30分から2時40分まで
開催場所	朝陽公民館2階大会議室
出席者	千野真(朝陽地区社会福祉協議会会長)、上松信之(朝陽地区住民自治協議会会長)、丸山安則(朝陽地区住民自治協議会公民館部会部会長)、小山美好(青少年育成朝陽地区会議副会長)、水上淳一(朝陽小学校長)、樋口由美(朝陽地区更生保護女性会会長)、高山久美子(朝陽地区民生児童委員協議会主任児童委員)、石向正子(赤十字奉仕団朝陽分団副委員長)、篠原舞(利用者代表)、事務局(館長、係長) 以上審議会委員9名、事務局2名
議 題	令和7年度朝陽公民館事業報告、令和8年度朝陽公民館運営基本方針(案)、同事業計画(案)、その他
議事内容及び決定事項	詳細な記録が必要な場合を除いて、市民が容易に理解できるよう簡潔に表現し、要点筆記にて作成するもの ※なお、審議会での決定に従い、発言者の氏名、役職等は省略する。 <u>諮問事項(1) 令和7年度朝陽公民館事業報告</u> ・質疑等無し <u>諮問事項(2) 令和8年度朝陽公民館運営基本方針(案)</u> ア 原案どおり承認された。 イ 事務局から以下のとおり説明。 ・R8年4月まちがざりモート導入。操作方法等の説明についてスキルアップを図っていく。 ・コロナ禍前の利用者数まで戻せるよう利用者意見を伺っていく。 ・多様化する学習意欲に応じた学習情報の提供に備える。 ウ 質疑応答等は以下のとおり。 ・公民館と交流センターの違いについて。 公民館の根拠法は地方自治法と社会教育法で、生涯学習に基づく活動の場。 交流センターの根拠法は地方自治法で、地域づくり、社会福祉、生涯学習、その他地域における多様な活動の場。 ・まちがざりモート導入後も紙申請は可能。 ・申請時期は、使用1か月前から申請可能。システム上抽選申込制であるが、導入前との使用状況について、概ね変化なく使用団体による住み分けできている。電子申請で利便性向上した。

	・住自協による申請は、6 か月前から申請可能。 <u>諮問事項(3) 令和8年度朝陽公民館事業計画(案)</u> ・原案のまま承認。事務局や審議会委員から以下の協議等あり。 - ア 「書き納め教室」は、地区回覧等で地区内に周知。冬期休業の学校課題を公民館での展示作品作成と併せて作成。手狭な自宅で、汚すことを心配しながら書くよりも、公民館の広い部屋でのびのびと書けるため好評だが、仮に受講人数を増やした場合、指導者不足の問題あり、慎重に検討する必要あり。 - イ 毎月新しい書籍が南部図書館から分室へ送付されてくる。 <u>その他事項</u> ・以下のとおり、事務局説明と審議会委員との質疑応答等あり。 - ア 市民総合センターは、「支所＋公民館」の総合施設。公民館で使用率高い1階集会室と同様の施設とはならない可能性がある。現施設はユニバーサルデザインではない等、時代に適応できていない点あり、現行のままにもできない。 - イ 古い施設でも清潔な施設としていきたいので、気になる点があればご指摘いただきたい。
会議資料	朝陽公民館運営審議会資料一式
事務局 (担当課)	教育委員会事務局朝陽公民館（担当：常田、酒井） 電話 026-243-7251（直通／兼 FAX）
注1）会議録には出席者や発言者名を記載することとするが、氏名を省略するなど記載方法を審議会等で決定した場合は、その決定に従うこととする。	